



2021年5月14日

## 定款一部変更に関するお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、本日開催の取締役会において、本年6月に開催予定の第97期定時株主総会に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当行は、2021年3月29日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途お知らせいたしましたとおり、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。これに伴い、以下の定款の変更を行うものであります。

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

##### (2) その他

上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更等、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 主な定款変更の内容

主な定款変更の内容については別紙のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2021年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年6月24日（予定）

以 上

報道機関のお問合せ先 筑波銀行 総合企画部広報室 TEL 029-859-8111
---

【別紙】

主な定款変更の内容

	項目	概要
1	機関（第4条）	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会を置く旨を定める
2	取締役の員数（第21条）	「監査等委員でない取締役」と「監査等委員である取締役」の員数を分けて定める
3	取締役の選任（第22条）	「監査等委員である取締役」と「それ以外の取締役」を分けて選任する旨を定める
4	取締役の任期（第23条）	「監査等委員である取締役」の任期を2年、「それ以外の取締役」の任期を1年とするほか、補欠の監査等委員の任期調整、予選の効力について定める
5	役付取締役（第24条）	役付取締役は、「監査等委員以外の取締役」から選任する旨を定める
6	取締役の報酬等（第26条）	「監査等委員である取締役」と「それ以外の取締役」を分けて定める
7	取締役会の権限（第27条の2）	会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定める
8	監査等委員会（第5章：第33条～第37条）	第5章を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改正し、監査等委員会に関する各種事項を定める

以上